

日証協（会規）13第17号  
日証協（特会）13第61号  
平成13年6月20日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会  
常務理事 菅野 浩

特定労働者派遣事業として行う当社従業員の他の協会員への派遣について  
- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

営業ルール照会制度に基づき会員から照会のあった下記 の照会事項について、下記  
のとおり回答いたしましたので、御通知申し上げます。

#### 記

##### 照会事項

当社が、労働者派遣事業法に従い、特定労働者派遣事業として当社の従業員を他の協会員に派遣する行為は、公正慣習規則第8号「証券従業員に関する規則」第5条第1項の禁止行為に該当しないものと解して良いか。

##### [ 照会事項に対する考え方 ]

- 1 当社は労働省（当時）より特定労働者派遣事業者として登録をうけており、当社従業員を労働者派遣事業法に従い、派遣社員として他社へ派遣することが認められております。なお、特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣社員が常時雇用されている社員のみである労働者派遣事業をいいます。また、当社は、本件について、証券取引法第34条第4項に基づく承認を受けております。
- 2 当社では、特定労働者派遣事業として、当社の従業員を他の協会員に派遣することを考えております。また、当社が派遣する派遣社員は、派遣先の協会員において外務行為を行うことを予定しており、当社において外務員登録をしている従業員を派遣する場合には、当社での外務員登録を抹消したうえで、派遣先の協会員において外務員登録を行うことを考えております。
- 3 公正慣習規則第8号「証券従業員に関する規則」第5条第1項においては、「協会員は、他の協会員の使用人を自己の従業員として採用してはならない。ただし、協会員が他の協会員を出向により受け入れる場合は、この限りではない。」旨規定されております。
- 4 上記規則においては、出向により受け入れる場合には、他の協会員の使用人を採用することを認めております。

一方、当社の派遣社員に関しては、

派遣先の指揮命令下におかれる（労働者派遣事業法第2条第1号）

当社の社内規則により、業務上知り得た派遣先の秘密を他に漏らしてはならない

こととされており、出向の場合と同様に他の協会員が従業員として採用することについては、上記規則の趣旨に照らして問題ないものと考えます。

- 5 なお、他の協会員に派遣した当社の従業員が、自己の資産形成のために行う有価証券の売買取引については、派遣先協会員の個別の書面による承諾がない限り派遣先協会員へ発注を行い、取引に係る制限等についても派遣先協会員の社内規則に従います。

照会に対する回答

貴見のとおりのお取り扱いによることで差し支えない。

以 上